

各 位

東 京 都 千 代 田 区 麴 町 三 丁 目 2 番 4 号  
会 社 名 株 式 会 社 ス リ ー ・ デ ィ ー ・ マ ト リ ッ ク ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 村 健 太 郎  
(コード番号：7777)  
問 合 せ 先 取 締 役 新 井 友 行  
電 話 番 号 03 (3511)3440

## 内部統制システムの整備に関する基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

### 記

#### 内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社はコンプライアンスに基づく企業活動を行うべく、法令・定款および社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ② 取締役会については、取締役会規程に基づき月 1 回定時取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役は取締役会において重要な職務執行状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督を行う。
  - ③ 取締役会規程に基づき、重要な職務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
  - ④ 監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行状況について意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ⑤ 内部監査人は、定期的な内部監査で会社の業務実態を把握し、法令、定款および社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。また、保存・管理体制は継続的に見直しを実施する。
  - ② 取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他体制
  - ① リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ② 内部監査人は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役および取締役会、監査役会に報告する。
  - ③ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営に関する重要事項については、会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ② 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けた計数管理を行う。
  - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス規程に基づき、法令・定款の遵守を図るとともに、社内業務における適法・適切な手続きを明示した社内規程を整備し運用を行う。
  - ② 内部監査人は、経営監査機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上およびコンプライアンスの徹底を図る。
6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 子会社の取締役等は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務および取締役等の職務の執行の状況を当社に遅滞なく報告する。
7. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ① リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ② 内部監査人は、子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役および取締役会、監査役会に報告する。
  - ③ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営に関する重要事項については、当社および子会社の取締役を含めた会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ② 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けて計数管理を行う。
  - ③ 当社または子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、関係会社管理規程およびその他社内規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
9. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社のコンプライアンス規程を子会社においても準用し、法令、定款および社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ② 関係会社規程に基づき、重要な職務執行について当社取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、当社取締役会で決定を行う。
  - ③ 監査役は、子会社の取締役等の職務執行状況について必要に応じて意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ④ 内部監査人は、定期的な内部監査で子会社の業務実態を把握し、法令、定款および社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。
10. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
- ① 当社は関係会社管理規程を制定し、当社企業集団相互の円滑な提携と健全な事業の発展を図る。
  - ② 管理部はグループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善策等を指導する。
  - ③ 内部監査人はグループ各社に対し、定期的に内部監査を実施し、法令ならびに規程の遵守状況を監査すると共に必要な指導を行う。
11. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役がその必要を求めた場合には、これを置くこととする。

12. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に配属し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
  - ② 取締役は監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で制約を受けないように配慮し、その評価は監査役の意見を聴取することとする。
13. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
  - ① 監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。
14. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
  - ① 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布ならびに詳細な説明を受ける。
  - ② 取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて業務内容および内部統制状況について報告を行い、職務執行に関する法令違反、定款違反および不正事実または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
  - ③ 稟議書ならびに重要な契約書等は決裁・承認後、速やかに監査役が閲覧できるよう整備され、各業務執行の状況が随時確認できる体制とする。
  - ④ 監査役は、内部監査人より、内部監査の結果等について報告を受ける。
15. 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - ① 子会社の取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ② 子会社の取締役および使用人は、職務執行に関する法令違反、定款違反および不正事実または当社または子会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。
16. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 監査役へ報告を行った当社または子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。
17. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ① 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
18. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の進捗状況を把握できるように取締役会の他重要な会議に出席することとする。
  - ② 監査役会は、内部監査人、会計監査人と定期的に四半期に1度連絡会を開催し、相互連携を図る。
  - ③ 監査役会は、代表取締役と定期的に四半期に1度の報告会を開催し、情報・意見交換を行う。
19. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ① 財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
20. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
  - ① 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
    - i 当社の行動規範として反社会的勢力対応規程を社内規程に定め、社長以下全役職員が一丸と

なって反社会的勢力の排除に取り組む。

- ii 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

② 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- i 反社会的勢力対応規程において「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固として排除する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とすると共に、反社会的勢力の排除のための体制作りに取り組む。
- ii 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。
- iii 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。また反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等からの情報収集に努める。
- iv 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

以 上